

会議録（要点記録）

会議名称	令和4年度 第1回小金井市医療的ケア児支援連携推進協議会		
開催日時	令和4年11月11日（金）18：00～19：40		
開催場所	小金井市役所第二庁舎8階801会議室		
出席者等	委員：副島会長、富永副会長、鴻丸委員、小林委員、岸野委員、石川委員、砂川委員、岡委員、名取委員、新井委員、小暮委員、渡邊委員（欠席） 事務局：自立生活支援課長、相談支援係長、相談支援係主査		
傍聴の可否	可	傍聴者数	3人
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状の交付 3 委員、事務局及び関係課職員の紹介 4 会長の互選及び副会長の指名 5 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会議録の作成について (2) 協議会の検討事項及び開催スケジュール等について (3) 医療的ケア児に関するコーディネーターの設置について (4) その他 6 次回の開催日について 7 閉会 		
配布資料	資料1 小金井市医療的ケア児支援連携推進協議会委員名簿 資料2 小金井市医療的ケア児支援連携推進協議会設置要綱 資料3 医療的ケア児に関するコーディネーターの役割について（案）		

第1回小金井市医療的ケア児支援連携推進協議会

日 時 令和4年11月11日（金）午後6時から
場 所 小金井市役所第二庁舎8階801会議室
出席委員 11人
会 長 副 島 賢 和 委員
委 員 鴻 丸 恵美子 委員 富 永 智 一 委員
小 林 真理子 委員 岸 野 奈 美 委員
石 川 敦 子 委員 砂 川 愛 委員
岡 陽一郎 委員 名 取 知 子 委員
新 井 しのぶ 委員 小 暮 佳 弘 委員
欠席委員 渡 邊 孝 之 委員

小金井市副市長 小澤
事務局職員
自立生活支援課長 天野
自立生活支援課相談支援係長 小池
自立生活支援課相談支援係主査 本木
健康課長 石原
保育課長 三浦
保育政策担当課長 平岡
児童青少年課長 深草
学務課長 本木
指導室長 加藤

傍 聴 者 3人

（午後6時00分開会）

◎事務局 定刻となりましたので、令和4年度第1回小金井市医療的ケア児支援連携推進協議会を開会したいと思います。その前に、事務連絡をさせていただきます。

私は、小金井市自立生活支援課長の天野と申します。座長が決まるまでの間、私のほうで進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。なお、新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、着座にて進行をさせていただきますので、ご了承ください。また、本日の会議は、会議録作成のため、録音をさせていただきますので、あわせてご了承くださいと思います。

では、改めて開会させていただきます。現在、小金井市長が欠けている状況でございますの

で、小金井市長職務代理者、小金井市副市長の小澤より開会のご挨拶を申し上げます。

◎副市長 皆さん、こんばんは。小金井市副市長の小澤と申します。よろしくお願ひいたします。

この度は、御多忙のところ、小金井市医療ケア児支援連携推進協議会の委員をお引受けいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より本市の児童福祉並びに障害福祉行政に御理解と御協力を賜りまして重ねて御礼を申し上げます。

はじめに、本協議会の設置経過等につきまして触れさせていただきたいと思ひます。平成28年6月に施行されました児童福祉法の改正によりまして、医療的ケア児等が関連分野の支援を適切に受けられるよう、関係機関との連絡調整を行うための体制を整備するということが地方公共団体の努力義務とされました。また、令和2年5月には、厚生労働省から告示されました「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」におきまして、「医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに各市町村において関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。」とされております。これに基づきまして、本市の障害福祉計画では、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場、及び医療的ケア児に関するコーディネーターの配置につきまして、令和5年度末を目標に掲げているところでございます。

さらに令和3年9月には、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されてきて、医療的ケア児及びその家族に対する支援について、地方公共団体に対して様々な責務が課されているところでございます。

こうした背景の中、本協議会は、障害福祉計画に沿いまして設置する協議の場でございます。医療的ケア児に関するコーディネーターの配置に先行する形で今年度新たに設置をさせていただいたものでございます。本協議会は市長の諮問により答申をいただくような趣旨のものではなく、関係機関の方々が、市も含めまして横の連携で連携を深めていくための協議の場でございますので、本日お集まりの皆様におかれましては、医療的ケアが必要なお子さん及びその御家族の方々にどういった支援が必要なのか、またそのために市がすべきこと、市ができることは何なのかにつきまして、それぞれのお立場からの御意見をいただきたく存じます。

最後に、今後も引き続き本市の子供たちのために御尽力賜りますことをお願いいたしまして、私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

◎事務局 会議に入る前に、お手元の配付物の確認をさせていただきます。1点目は本日の「次第」でございます。2点目、資料1「小金井市医療的ケア児支援連携推進協議会委員名簿」。3点目、資料2「小金井市医療的ケア児支援連携推進協議会設置要綱」。本日お手元に配付したものは以上となります。不足等ございませんでしょうか。

では、続きまして次第の2、「委嘱状の交付」に移らせていただきます。市長職務代理者の小澤より、委嘱状を交付させていただきます。名簿順に交付いたしますので、お名前をお呼びし

ましたら、その場で御起立いただきますようお願いいたします。

◎事務局 副島賢和委員。

◎副市長 この場所で失礼します。

委嘱状。副島賢和様。小金井市医療的ケア児支援連携推進協議会委員を委嘱する。期間、令和4年11月11日から令和6年4月30日まで。令和4年11月11日 小金井市長職務代理者小金井市副市長小澤賢治。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎副市長 委嘱状。鴻丸恵美子様。以下同文です。どうぞよろしくお願いいたします。

◎副市長 委嘱状。小林真理子様。以下同文です。どうぞよろしくお願いいたします。

◎副市長 委嘱状。岸野奈美様。よろしくお願いいたします。

◎副市長 委嘱状。石川敦子様。よろしくお願いいたします。

◎副市長 委嘱状。砂川愛様。よろしくお願いいたします。

◎副市長 委嘱状。岡陽一郎様。よろしくお願いいたします。

◎副市長 委嘱状。新井しのぶ様。よろしくお願いいたします。

◎事務局 以上で委嘱状の交付を終わります。

なお、副市長の小澤につきましては、他の公務のため、ここで退席させていただきます。

次に次第の3、「委員、事務局及び関係課職員の紹介」でございます。資料1「小金井市医療的ケア児支援連携推進協議会委員名簿」を御覧ください。

はじめに委員の方々の紹介でございます。本日は名簿順に座席を配置してございますので、1号委員の副島委員から半時計回りで自己紹介をお願いいたします。

◎副島委員 皆さん、こんばんは。副島賢和と申します。昭和大学で今、教員をしております。もともと小学校の教員です。病気の子供たちと毎日一緒に生活しております。どうぞよろしくお願いいたします。

◎鴻丸委員 多摩府中保健所の保健師で鴻丸と申します。保健所では重症心身障害児等訪問事業などを行っておりまして、医療的ケア児の皆さんの訪問看護を行っております。よろしくお願いいたします。

◎小林委員 訪問看護ステーションRNCの小林と申します。医療的ケア児、重心の訪問看護また、医ケア児、重心を対象にしたこども発達支援室ハンモックを運営しています。本日はよろしくお願いいたします。

◎岸野委員 きらりから参りました岸野と申します。よろしくお願いいたします。相談支援はまだ日が浅いのですが、一緒に子供たちのことを第一に考えていけたらと思います。よろしくお願いいたします。

◎石川委員 小金井市障害者地域自立生活支援センターから来ました石川と申します。よろしくお願いいたします。

◎砂川委員 児童発達支援Moreから来ました。よろしくお願いたします。砂川愛と申します。

◎岡委員 小金井市内で放課後等デイサービスおもちゃ箱を運営しております岡と申します。4箇所のうち3箇所は知的障害、発達障害、その他の子ですが、中にはやはり、そういった子でも医療ケアが必要な子がいます。もう一箇所が重心児を対象とした施設を運営しております。よろしくお願いたします。

◎新井委員 こんにちは。東中学校校長、新井しのぶと申します。この会でいろいろ情報交換させていただき、学校運営に役立てたいと思います。どうぞ今後ともよろしくお願いたします。

◎事務局 ありがとうございます。

続きまして、事務局及び関係課職員の紹介でございます。まず事務局の職員でございます。私は自立生活支援課長の天野と申します。

それから自立生活支援課相談支援係長の小池でございます。同じく相談支援係主査の本木でございます。

◎事務局 次に関係課職員の紹介でございます。

健康課長の石原でございます。

保育課長の三浦でございます。

保育課保育政策担当課長の平岡でございます。

児童青少年課長の深草でございます。

学務課長の本木でございます。

指導室長の加藤でございます。

◎事務局 本日、他の公務のため欠席しておりますが、このほかに子ども家庭支援センター等担当課長の黒澤という者が関わっております。

職員の紹介は以上となります。なお関係課職員につきましては、次回以降の会議には、議題に応じて必要な場合のみ出席させていただくこととしまして、本日ににつきましては、ここで退席をさせていただきます。

次に次第の4、「会長の互選及び副会長の指名」でございます。

まず、会長の互選についてです。資料2「小金井市医療的ケア児支援連携推進協議会設置要綱」を御覧ください。第6条第2項に、「会長は、委員の互選により選任する」と規定しております。これに従いまして、まず会長を選任したいと思いますが、どなたか立候補、推薦等ございましたら挙手をお願いします。

では、岸野委員、どうぞお願いします。

◎岸野委員 会長には保健医療学や心理学についての学識があり、病気を抱えた子供たちの教育による発達保障の活動に取り組んでおられる昭和大学大学院保健医療学研究科准教授の副島委員を推薦いたします。

◎事務局 ただいま、岸野委員より、副島委員を会長に推薦するとの御意見がございました。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

◎事務局 御異議ないようですので、会長の職は副島委員にお願いしたいと思います。

恐れ入りますが、副島委員は会長の席に御移動の上、会長就任の御挨拶をお願いいたします。

◎副島会長 改めましてこんばんは。副島賢和と申します。小金井市民です。娘たちも四小、南小、一中、二中。お世話になっていました。今、御紹介いただきましたように、品川区にある昭和大学というところで、今は教員をしながら、病院の子供たちと一緒に過ごしています。医療的ケアの子供たちもかなりたくさん病院におりまして、その子たちの生まれてから、教育もそうですけど、保育もそうですけど、将来にわたって支えていく必要があるということでこのようなお話をいただいたので、本当にうれしく思っています。どうぞ御協力いただけたらと思います。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。(拍手)

◎事務局 ありがとうございます。

先ほど小暮委員が遅れていらっしゃいましたので、自己紹介だけお願いいたします。

◎小暮委員 本日は遅れてしまい、申し訳ございませんでした。私、府中けやきの森学園で医療的ケアの担当をしております主幹教諭の小暮佳弘と申します。よろしくお願いいたします。

◎事務局 ありがとうございます。

それでは、ここから先の進行は副島会長にお願いいたします。

◎副島会長 では、どうぞよろしくお願いいたします。

小金井市医療的ケア児支援連携推進協議会設置要綱第6条3項には、「副会長は、委員のうちから会長が指名する。」と規定されております。これに基づきまして、私から副会長を指名させていただきます。

副会長には、地域の「かかりつけ医」として小金井市で御尽力されており、家庭医療専門医であり、内科・小児科のほか、在宅医療などのニーズにも応えつつ、安心して暮らせるまちづくりを医療の面から支えておられる富永委員を指名したいと思います。まず、富永委員はいらしていないので、一応そういう指名するというところでよろしいでしょうか。

◎事務局 事務局です。富永委員を御指名ということでございますが、御本人はまだいらしていないので、後ほど御承諾をいただきたいと思います。

◎副島会長 ありがとうございます。

では、次第の5、議題へ進みます。次第5、議題(1)「会議録の作成方法について」です。それでは会議録の作成方法について議題といたします。事務局より御説明よろしく申し上げます。

◎事務局 事務局です。小金井市市民参加条例第7条には、会議の公開について努力しなければならない旨が規定されており、会議録の作成方法については小金井市市民参加条例施行規則第5条におきまして、「全文記録」「発言者の発言内容ごとの要点記録」「会議内容の要点記録」、

この3つの中から会議体に諮った上で選択することとされておりますので、この3つの中から選択していただきたいと思っております。協議会で審議した結果について、一言一句残す必要があるのであれば「全文記録」。そこまでは必要ないけれども、誰が何を言ったか、どういう分野、あるいはどういう立場からの意見かということに重要視する必要があるのであれば、「発言者の発言内容ごとの要点記録」。最終的な結論の要点が分かればよいということであれば「会議内容の要点記録」ということになります。

なお、会議録につきましては、個人情報等を除き、原則、市ホームページ上で公開いたしますので、その点も考慮の上、御協議いただければと思っております。事務局からは以上です。

◎副島会長 事務局より会議録の作成方法についての御説明がありました。ホームページ上での公開を踏まえた上でということでございます。

まず1つ目として、協議内容を、発言者も含め、全てそのまま記録すべきか、あるいは要点でよいかという点について、御意見を申し上げます。2点ございまして、1点目が、話された内容、発言を全部記録してホームページにも載せる状態で記録していくか、それとも要点だけでよいかということですが、御意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。いかがですか。

◎教育機関関係委員

これから協議する内容にもよると思っておりますけれども、例えば、どの方がどのような発言をしたかというのが記録に残ることで発言しづらくなるような、もしそういう状況が生まれるのであれば、隠すわけではないですけれども、多少公表しない部分があっても会議自体は意見が活発に出るのかなと思っております。そう考えると、全文丸々ということではないほうが、会議自体は御意見がいろいろあるのかなと思っております。以上です。

◎副島会長 どうもありがとうございます。小暮委員の意見は要点を記載するという形でよいのではないかとということですが、ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。うなずいていらっしゃる方が多いのですが、よろしいでしょうか。

では、まずは要点だけでよいということですが、要点だけでよいとなった場合、次にそれが、誰が発言したかということに記録に残すかどうかということですが、要点だけをずっと書くのか、そこに発言者のお名前も一緒に記すかということですが、発言者の名前を記すか、記さないかということで御意見をいただきたいと思っております。

◎副島会長 お願いします。

◎障害福祉機関関係委員 先ほどありましたけど、やっぱり自由な意見がなかなか言いづらくなってしまうというものもあるので、誰が何を言ったかというよりは、でも、どの分野の考えなのかというところは少し知りたいというところがあると思っておりますので、この選出区分の保健機関の関係の方の意見ですとか、障害福祉の分野の方の意見というような感じで出たら、この関係機関はこういう考えなのだというのが分かりやすいかと思っておりますが、いかがでしょうか。

◎副島会長 では、お願いいたします。

◎障害福祉機関関係委員 ちょっと先走るようですが、議題の(2)に協議会の検討事項とい

うのがございます。その検討する内容によっても記名式で責任を持って発言したというようなことを残す必要があるのか、それとも、この協議会の全体の総意として記名すべきことだけなのか、その会議録の作成方法というのは少し変わってくるような気がします。ただ、先ほど砂川委員からあったように、会議体として、あるいは委員の、何と申しますか、ここに選出区分にありますとおり、この選出区分ごとの例えば意見の集約ということが必要であれば、個人とは言わなくても、選出区分にくくった意見というか、そういったやり方でいいような気がします。

◎副島会長 どうもありがとうございます。事務局から、先ほどありました協議会の検討事項について、お話をいただいてもよろしいでしょうか。

◎事務局 事務局です。後ほど詳しくは説明いたしますが、検討事項については、まず、資料2の要綱を見ていただきますと、第3条に所掌事務というのがございます。簡単に言うと、こちらにあるのが検討事項ということになりますが、もう少し具体的にお話しをいたします。

1点目といたしましては、対象児及びその家族等からの要望に対する必要な支援、あるいは関係各課で対応している困難事例、あるいはまた協議会の委員の方が現場で対応している事例についての課題などについての検討ということがございます。

2点目としては、医療的ケア児をどのように把握して、関係機関が把握した対象児に係る情報をいかに共有して、いかに適切な支援につなげていくかというような仕組みづくりについてというのがございます。

3点目といたしましては、各ライフステージにおいて医療的ケア児を受け入れるために、どのようなこと、あるいはどのような設備が必要かということに関する、市としての方針の検討などを想定しております。

先ほど来出ているお話の中で、分野ぐらひは分かったほうがいいのではないかとかいうようなお話がございました。ただ一方で、各分野について、例えばですけれども、保育関係で言うと1つになってしまいますので、その場合に、ああ、この方の発言ならあの子のことだと分かってしまうようなこともあろうかと思えます。ただ、そこまで細かいことを言っていると会議録の作成方法というのは決められなくなってしまいますので、そういった特殊なケースについては黒塗りをさせていただくような対応もできるかと思っておりますので、まずこの場では、原則としてどうするかという部分について決めていただいて、そのケースに応じて隠すべきものは隠すというような対応はできるかと思っております。事務局からは以上です。

◎副島会長 どうもありがとうございます。事例検討、それから子供たちの把握、情報共有の仕組みづくり、そして3つ目が設備を含めた方針の検討をするということ。今、事務のほうからは、区分で書いて、その時々に応じてまた検討するという言葉をいただきましたけど、その形でよろしいでしょうか。

じゃあ、今回の場合は、まず発言は要点を残す。そして発言者ではなく発言者の区分を残すということで議事録を作るということよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。御意見いただいて、皆さんありがとうございました。うなずいていただいた方、ありがとうございました。

では次第、次に議題（２）に行きます。「協議会の検討事項及び開催スケジュールについて」を議題といたします。事務局より御説明をお願いいたします。

◎事務局 事務局です。まず検討事項につきましては今説明したとおりでございますので、スケジュールについて説明させていただきます。資料は資料２の設置要綱にお戻りいただきたいと思っております。

要綱の第７条、資料２の裏面になります。こちらに医療的ケア児に関する情報共有の場につきましては、本協議会のほかにも関係課会議というものがございます。こちらは本協議会の設置に至る以前から、庁内の情報共有のため開催していたもので、おおむね年４回程度開催をしておりました。この結果を踏まえまして、協議会、関係課会議を合わせて年４回程度は情報共有の場が必要と思われまことに、定期的な開催といたしましては、協議会を５月と１１月の２回、関係課会議を８月と２月の２回という形で進めたいと考えております。

ただ、あくまで原則ということで、事例検討が必要な事態が生じた場合や、専門的な見地から協議していただきたい内容がある場合など、状況に合わせて開催していきたいと考えております。事務局からの説明は以上です。

◎副島会長 どうもありがとうございました。いかがだったでしょうか。協議会の検討事項及び開催スケジュールにつきまして、何か御意見や御質問はありますか。年４回やるということですね、そうすると。

◎事務局 関係課会議と合わせて。

◎副島会長 合わせて４回。

◎事務局 はい。

◎副島会長 そうすると、この会議も集まるのは２回？

◎事務局 はい。

◎副島会長 ということですが。何か御意見、御質問ありますでしょうか。じゃあ、その関係課会議で出たものも、ここでまた報告があるという形ですね。

◎事務局 そうなります。また、逆にこちらで協議していただいた内容について、必要に応じて関係課職員で情報を共有させていただくというような形を取らせていただきたいと思っております。

◎副島会長 はい。皆さん、また後から何か浮かんだりしたら教えてください。関係者の方はさきほどいらした方がリーダーさんということですね。分かりました。

では、本件につきまして、以上でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、議題３に移ります。先ほど副市長さんからお話がありましたけども、医療的ケア児に関するコーディネーターの設置ということが令和５年にあるみたいです。それについての議題といたします。まず事務局、お願いいたします。

◎事務局 説明いたします。まず第６期小金井市障害福祉計画では医療的ケア児支援のための

関係機関の協議の場及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置について、令和5年度末までに配置することを目標に掲げているところでございます。協議の場につきましては皆様に御協力いただき、本日先行して立ち上げることができました。残るコーディネーターにつきましては、計画どおり、令和5年度中に開始する方向で、現在調整を進めているところでございます。そこで本日は、医療的コーディネーターの役割について、皆様から御意見を伺いたいと考えております。

先ほど説明が漏れてしまったかもしれないのですが、資料3、皆様ありますでしょうか。医療的ケア児に関するコーディネーターの役割案になります。こちらは事務局で想定している医療的コーディネーターに担っていただきたい役割の案でございます。

医療的コーディネーターを置く背景といたしましては、これまで縦割り行政の弊害によりまして、対象の御家族にとっては、同じ説明を何度もしなければならない、相談する場所が分からない、相談してみたら、担当ではないということで別の部署を案内されてしまった、などの事例が生じてしまっており、我々行政側にとっても、個人情報との関係から事前の把握が困難で、受入れに必要な事前の準備がスムーズにできない、詳細な把握ができないなどの課題がございます。

これらの課題を解消し、対象児への支援を適切かつスムーズに行うため、そのつなぎ役となっていたきたいというのが趣旨でございます。

厚生労働省が告示しております「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」におきましては、コーディネーターについて、「医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる」役割を担うとされております。これらを踏まえまして、それぞれ専門的な立場からの御助言をいただければと思います。事務局からの説明は以上です。

◎副島会長 ありがとうございます。今日のメインになるかなと思っているのですが、本日は機会をいただいて、関係各分野からお集まりいただいておりますので、それぞれのお立場から、このコーディネーターの必要な役割について御意見をいただきたいと思っております。その前に、この資料3を御覧になって、皆さんの中で何か御質問とか、お聞きになりたいことがありましたら出していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

では、コーディネーターについてちょっとお考えになっていることとか、それがイコールでここに行くかどうかは分からないのですが、御自分の御専門のところからお考えになっていることとか、こういうのがあればいいんじゃないかとか、ご意見を出していただきたいと思います。

では私からお伝えしたいと思います。病院の中にはコーディネーター役として、メディカルソーシャルワーカーがいてくださいます。メディカルソーシャルワーカーは、それぞれの各小児科とか、ほかの科とか、いろんな科にいるところをつないでいただくという、その病院の中でつなぐ役割、外とつなぐ役割というのを担ってくださっていて、本当にあの方たちがいない

と、それぞれが、みんな専門家なので、ある意味うまく回らないことが多いです。また、保護者の方がふっと相談に行くと、また道が開けたりするというのをたくさん見てきているので、コーディネーターの役割ってとても重要だと考えています。

小学校の教員をやっていた頃のことを思い出すと、あるお母様から言われたのが、担任が変わる度に毎回我が子の病気のことを説明しなければならないと。それは本当に傷つくんですよと言われたことがあって、学校の中で引継ぎはしているつもりでも、でも、やっぱり聞きたいという気持ちもあって、やっぱりそれをちゃんと再度お聞きしたりとかしていると、親御さんの傷つきに触れてしまうということは何度もしてきたなということもあります。何かそういうことをきちんとやったださるコーディネーターの方がいらっしゃるというのとはすごく思っております。

口火を切ってみました、皆さんいかがでしょうか。

◎教育機関関係委員 コーディネーターの役割。全般的な役割を見た感じ、確認している感じだと、今でもこの役割をされている方は多分、市の中にいらっしゃると思います。例えば提供可能なサービスなどを調整するとか、そういう方は市の中にあります。小金井市がどのように分かれるか、把握できていないところもありますけれども、やはり我々学校からすると、保護者の皆様に、福祉に携わる、福祉を管理するところ、市のところに相談に行って、例えば利用可能なサービスの提供について相談するときは相談支援のところに入ってというのが主な流れになっていると私は思っていますけれども、そことの兼ね合いがどうなっているのかなというのが、これを見て気になったところです。そことセット、チームを組んでやるのか、それともまた別々の動きをしていくのかというところが今少し気になるのですが、このことについてお分かりでしたらお答えいただきたいと思います。お願いします。

◎副島会長 それぞれのところがあって、今も分かれていると思われるけれども、それを結びつける役割をするかということですか。

◎教育機関関係委員 このお仕事をされている方、既にいらっしゃいますよね、きっと。相談支援がございます。相談支援、例えば計画相談とか、そういう方で、利用者のサービスの組立てを考えていらっしゃる方がきっといらっしゃると思うのですが調整ということなので、その方と同じような役割をされるのかなというイメージを持ちましたが、医療的ケアに特化した内容を専門的に扱う方がこれから新しく入るのか、そういったところが気になりました。よろしくをお願いします。

◎事務局 事務局です。相談支援につきましては、私ども自立生活支援課で所管しているところですが、例えば対象のお子さんから、保育園に行きたいというような御相談を受けた場合は、保育課を御案内する形になります。そうすると、また保育課に行っても同じ説明をしなければいけないと。先ほどの学校で起きたようなことが起きてしまうということですので、その医療的ケア児コーディネーターの方に説明すべき内容を把握していただいて、各部署の手続全てに関わっていただくようなイメージです。

◎教育機関関係委員 ありがとうございます。

◎副島会長 何か聞きたいことがありますか。僕ちょっと聞きたいことが浮かびました。コーディネーターがその情報を持っていて、各部署の人たちがその情報を取りに行けるというか、見に行ける形になっていくということですか。何かカルテみたいなのがあって。

◎事務局 そういう情報管理も含めてお願いしようと思っています。それと横をつなげるだけではなくて、例えば、今度保育園を卒園されると学校に進んでいかれると思いますが、保育園から小学校、また卒業したら、小学校から中学校へというような、縦のつながりについても担っていただきたいと考えています。

◎副島会長 ほかにお願いします。

◎障害福祉機関関係委員 この全般的な役割、あるいは各ライフステージにおける役割、これをざっと見たところ、ちょっと語弊のある言い方ですが、これを本当にやるとすれば、相当なそのスキルと時間が必要じゃないかなと思います。全般的な役割の3つ目に関係機関への指導または助言とありますね。そうすると、医療的知識があるとか、あと提供可能サービスの把握も、これは福祉サービスについて精通していかなきゃいけない。あと、何といいますか、最後のほうの学齢期になって、就学手続の支援という、学校関係の、入学とか、学校の幅広い知識、専門的な知識と時間を必要とされるようで、本当に、例えばこれが個人であれば、こういうスーパーマンがいるのかどうかというのがちょっと疑問なので、その辺を質問させていただければと思います。

◎副島会長 よろしいでしょうか。お願いいたします。ありがとうございます。

◎事務局 おっしゃるとおり、こちらはかなりのスキルと時間を要するかと思っておりますので、まずコーディネーターの配置を検討するに当たって、委託をするのか、あるいはそういった役割を持つ職員を配置するのか、その辺、関係課会議のほうで検討させていただきました。その場合に、やはり職員という形になると、今おっしゃられたように、知識の面でも時間の部分でも、難しいかなと。また件数を考えたときに、職員1人を配置するほどの件数はないだろうと。1人に対する手間は非常にかかるのですけれども、一方で職員1人を配置するほどの、その人件費に見合うような数はないだろうというようなことから、委託することといたしました。ですので、仕様書でこのような条件を示させていただいて、これができるという事業所に応募いただいて選定するというような形を考えております。

その際につける条件として、この役割でいいかということはこの協議の場で確認していただきたいという趣旨でございます。以上です。

◎副島会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

◎医療機関関係委員 すみません、質問ですけれども、医療的ケア児コーディネーターの役割を見ますと、今、医療的ケア児コーディネーターが関わっている方と、今後関わるようになる方というのがいると思いますが、令和5年末までに配置した、この協議会の医療的ケア児コーディネーターに、医ケア児とか、そういう対象児が発生したときに、情報集約を全て行って、

協議会として医ケア児コーディネートをやっていくという意味ですか。

◎事務局 協議の場とコーディネーターとは別の形で考えております。コーディネーターという方がいて、その方もこの協議の場に参加して、状況の報告だったり、あるいは助言だったりをしていただくというようなイメージです。

◎副島会長 先ほどの御説明のところで、包括的支援の提供につなげるつなぎ役をというふうにコーディネーターのことをおっしゃっていたので、これを全部できるというよりも、必要な資格なり、お力を持っているところにつなげる役割をするのがこのコーディネーターの役割と考えていいでしょうか。それとも、この人が全部こういうことができ、ここにもつなげて、ここにもつなげて、これもできてというのはやっぱりおっしゃるようになんかちょっと大変かなと思うのですが、いかがでしょうか。

◎事務局 どちらかというとな前者のイメージです。それぞれの専門的な機関とのつなぎ役というような形です。一方で、相談対応もできるような形で、ですからコーディネーターさんに相談して完結することもあるでしょうし、そこで負えないものについてはさらに専門的なところにつなげていただくというような形です。

◎事務局 先ほど進行に集中していて気づかなかったのですが、名取委員と富永委員とお2人いらっしゃっていますので、いらっしゃった順で、名取委員から自己紹介をお願いいたします。

◎名取委員 遅れてしまい申し訳ありませんでした。愛の園保育園の名取と申します。医療的ケア児のお子さんの関わりというところで私も学ばせていただきながら、小金井市で皆さんと一緒にいい方向に考えていきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎副島会長 よろしく申し上げます。

◎富永委員 すみません、遅れました。富永です。小金井市医師会の公衆衛生担当理事をしております。小金井市では、小金井ファミリークリニックを運営してまして、在宅に帰ってこられる障度の高いお子さんの訪問診療も対応しています。いろいろ助言ができたらと思っております。よろしく申し上げます。

◎副島会長 ありがとうございます。

◎事務局 それから、先ほど、富永委員がいらっしゃる前ですけれども、この前の議題で副会長の指名というのがございまして、会長より富永委員を副会長に御指名いただいておりますので、まず御了承いただけるかということと、御了承いただけるようでしたら副会長の席にお移りいただいて、御挨拶をいただきたいと思っております。

◎富永委員 どこまでできるか分からないですけれども、させていただきます。

◎副島会長 よろしく申し上げます。

◎医療機関関係委員 医師会のほうで、最近何か見たかなと思ったのですが、たしか小児医療センターのほうに、地域のコーディネーター役というのが、東京都全体のコーディネーター役、あと、どこでしたか、駒込病院でしたか、もう一つ、都内で医療的ケア児のコーディネーターをつくられたようなのですが、小金井市とそこのつながりを持ってのという役割を担

っているという感じでいいでしょうか。

◎事務局 そこも含めて考えています。

◎保健機関関係委員 都ではコーディネーター研修を何年か前からやっけていまして、卒業された方もいらっしゃると思うのですが、ここに書かれている内容がかなり広い範囲になります。医療的ケア児コーディネーターの方がどんなことをしているのか、伺えればと思うのですが。

◎医療機関関係委員 うちの事業所では計画相談も担っておりまして、その計画相談員が医療的ケア児コーディネーターを受講して、医療的ケア児コーディネーターの資格を取っていくというふうに今、社内で動いております。役割としては、担当の児に対して必要な支援をコーディネートしていくということになるかと思っておりますので、ライフステージにおける役割以下の乳幼児期、幼児期、学齢期に記載してあるとおりのことを、調整を実際行っているということにはなるかと思っておりますが、医療的ケア児コーディネーターとって、民間の事業所で、計画相談の中で行っているということになるので、役所のほう、各自治体の障害とか保育の窓口とのやり取りというのは必要になっていくということなので、そこを、今やっけてることを小金井市のほうから委託して行っけていくというようなイメージなのか、それともこの協議会の中で、そういう役割の方がまた別にできるというところで、相談したりしていくということなのかというのが、ちょっと私の中で分からなかったので先ほど質問させていただきました。うちで行っけてる、コーディネーターとして行っけてることが、計画相談として実施していることと言っくと、内容的にはそんなに変わらないということになるかなとは思っけていて、ただ、うちのほうで医療的ケア児と計画相談を行っけてるのが看護師なので、その医療等福祉のサービスをどういふふうに使っけていくのがいいかというふうなあたりですとか、医療的に必要な指導とか助言とか、ケアに関して実際行っけるところは行っけし、指導を行っけていくところが、必要があれば指導を行っけるといふような動きをしていっけるといふような感じですか。

◎副島会長 どうもありがとうございました。私もよく分かってなくて教っけていただきたい。市に医療的ケア児が居る事業所さんには、必ずコーディネーターがいらっしゃるということですか。

◎医療機関関係委員 うちで計画相談を請け合っけるのは福祉サービスを利用される段階になったときなので、例えば乳児期で、出生時に医療的ケアが必要になって、病院から退院してこられるというときには、大体病院からダイレクトに訪問看護ステーションに依頼があっけて、その依頼をお受けして介入さっけていただくという流れになっていっけて、たまになんですけれども、病院のほうでも、自治体の障害福祉課の窓口の方とか、保健所のほうに連絡を入れてくださっけていっける方はいいのですけれども、たまに、本当に訪問看護ステーションの訪問看護だけ導入をして、自治体はそのケースを把握してないみたいなことも、小金井市に限らず、どこの自治体でもよくあることというのが現状なのかなと思っけています。なので、そういうことが起きないように、こっけいケースを受けましたということ、例えば訪問看護ステーションのほうからその方に情報共有をすることで、そういう児が居ることを把握して、調整が必要なおときには動いっけて

くださるみたいな役割の方を設置していくということなのかなと思ったのですが、そういうことなのでしょうか。

◎副島会長 よく分かりました。

◎事務局 事務局からちょっと補足させていただきますと、医療的コーディネーターの資格というものが、明確に資格職ということではないのですけれども、保健師または訪問看護師、または相談支援専門員の資格を持っている方で、東京都が実施している必要な講習を受けた方が望ましいとされているところです。今お話あったように、民間の事業所のほうにそういった資格を既に講習を受けてお取りの方もいらっしゃいます。今回考えている市の医療的ケア児コーディネーターというのは、そういった資格を持っている方で、さらに公的な立場として、市の医療的ケア児コーディネーターとして、このような役割を担っていただくということを考えているところでございます。なので、民間の事業所にもそれぞれそういったことができる方というのはいらっしゃると思うのですけれども、その中でも市に所属というか、委託を受けて、市の看板をしょってやっていただくと。より行政と深い関係を持ちながら関わっていただくというイメージでございます。

◎副島会長 そうすると各事業所には1人というわけじゃなくて複数いらっしゃるのですか。

◎医療機関関係委員 うちの事業所には計画相談が3名いるのですが、実際動いているのは2名で、両者とも医ケアコーディネーターの資格を受講している状況です。

◎医療機関関係委員 小児を抱えている事業所であるからですが、そもそも多分そんなに、いない気がしていますが。どの事業所にもいらっしゃるというわけでは全然ないですよ。

◎副島会長 ここでの話し合いをどこまでやっていいのか、自分でも、今日初めてでよく分かっていないのですが、こういう役割があるといいよねというのをわっと出すところが、今、先ほどのお話を聞いていると大事なかなと1つ思ったのですが、で、こういうことが必要だよという、小金井市のコーディネーターさんというのは大事なかなというふうにお聞きして思ったのですが、今のお話だと、ライフステージの役割というのはそれぞれのところがやっていて、それを集約するような人がいてくれるといいという感じですか。ちょっとここでしゃべっていて。皆さんがお聞きになってお考えになったこととか。

◎事務局 事務局からよろしいでしょうか。この案をつくる時に、関係課会議で話し合う際に考えていたことで、例えば保育課の職員から、ふだん医療的ケア児と対応している中で、こういうことが困難なので、コーディネーター役の人がいて調整に入ってくれるといいんだよ。そういうときにこういう役割をやっていただきたいというのがここに書いた、幼児期のところを書いてあるのが、その辺が保育課から出た意見、一方で学齢期のところにある意見は教育委員会の学務課長ですとか、指導室長のほうから、ふだん対応していることで、今、副校長がこういうことをやっているのだけれども、そういったことを代わりにやってくれる人がいてくれると、医療的ケア児の受け入れがスムーズにできるよとか、そういった観点からつくったのがこの案になります。

なので、せっかくここで各事業所の方がいらっしゃいますので、医療的ケア児に対応するに当たって、市にいるコーディネーターにこういうことをやっていただけるとスムーズに行くのだよというような立場から御意見をいただくと非常に参考になるなと思っております。

◎副島会長 どうもありがとうございました。ということですが、それぞれの立場からお考えを教えていただくと、市のほうもすごく助かるということなので、御意見をいただいてもよろしいでしょうか。

◎医療機関関係委員 すみません、ちょっとだけクリアにしておきたいのですが、医療的ケア児コーディネーターは何人ぐらいつくられる予定なのかと、もし、疾患で言うならば、例えば中学校に通われている、医療的ケアというケアの範囲をどこまで広げるのかというところですか。例えばLD等とか、いわゆる処置が必要な子になるのか、それとも、精神発達の面まで含んでいくのかで、規模感がかなり変わる、学校一つ一つにも、通常の学級とか、そうじゃない方、悩んでいらっしゃる方を含めてしまうのかという質問。

◎副島会長 今の御質問で、ちょっと参考になるかなと思ったのは、資料の2のところになるのですが、小金井市の要望の中では、医療的ケア児とは市内に住所を有し、人工呼吸器を装着している児童、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童（重症心身児を含む）という定義があるので。

◎医療機関関係委員 そうするとLD等で向精神薬を飲んでいる子たちは含まれない。医ケアが必要という。すみません、ありがとうございます。クリアになります。もしそうじゃないとかなりの人数になっちゃうので把握し切れないかなと。

◎障害福祉機関関係委員 先生のおっしゃるとおりで、今、私ども放課後デイサービス、先ほど言いましたように、4箇所のうち1箇所は重心で、その重心施設には約13名が利用しています。その方たちは本当に先天性のものから後天性のもの含めて、車椅子だったり、医療ケア児ですね。そのほかの3箇所については主に知的障害、発達障害、学習障害です。知的障害の中にもやはり、定期受診、様々な内臓疾患を抱えているだとか、やはり精神遅滞があって、そのためのお薬。その子もやはり受診のデパートみたいで、耳鼻科から眼科からというような子もいて。そこでこの対象とするのがどこまでかによって人数が大幅に変わってくる。ちなみ重心は13人ですが、ほかの3箇所はそれぞれ30名を超える登録がありますので、その中で定期受診している子はほぼ半数以上になります。

◎副島会長 事務局で把握しているのは大体どのくらいの人数というのはあるのですか。

◎事務局 事務局です。まず、この協議の場を立ち上げるまえに、それに先立つ形で令和2年度末に医療的ケア児を把握するためのアンケートを行いました。そのときに回答いただいたのは8名ほどです。そのほかに私共、自立生活支援課のほうで把握している医療的ケアが必要なお子さんを含めると17名いるところです。ただ、そのほかにも恐らく市のサービスにつながっていない方もいらっしゃると思いますので、この医療的ケア児のコーディネーターを配置するに当たって、市内の事業所さんに聞き取り調査等、調整等させていただいているのですけ

れども、その方の見立てでは30人ぐらいいるんじゃないかというようなお話をいただいているところです。ただ、その辺はちょっと正確な把握ではないので、あくまで肌感覚ということになります。

◎副島会長 ありがとうございます。今のところとしては、本当に医療とか施設とかのお子さんという形ということですね。分かりました。

◎副島会長 お願いいたします。

◎教育機関関係委員 そういう医ケア児のお子さんが就学してきたときに何が必要かというのと、やっぱりどのような施設、設備の改築が必要かとか、そういうのを、実際に保護者の方が何回も何回も来て見学してということが、注文してということがありました。コーディネーターの方に集約していただければ、その保護者の方の負担もかなり減るかと思しますので、学校と施設設備のことについて検討していただければ、副校長もかなり楽になると思います。以上です。

◎副島会長 ありがとうございます。そうすると学齢期のところに就学手続の支援、学校及び保護者との調整に、施設・設備の相談というのがあるといい。

◎教育機関関係委員 学校側がどういうことを用意すればいいかというのを教えていただけると、非常に、事前に準備ができてやりやすいと思います。

◎副島会長 はい。そのような意見を、ほかの立場の方も。本日の協議時間はどれくらい考えておけばいいのですか。

◎事務局 全体で2時間程度と見込んでいます。

◎副島会長 8時に終わるということで。分かりました。

どなたかどうぞ。聞きたいのは、保育園と幼稚園なのですが。ここには幼児期で、施設の調査というものもあるので、何かこの3つ以外にこういうことがあると、きっと親御さんも子供たちにもいいだろうな、それから施設にとっても、幼稚園、保育園にとってもいいだろうなということがありましたら。もちろん乳幼児も含めてだと思うのですが、何かアイデアがありましたら。

◎保育関係機関関係委員 同じような形で、先生とか、そういうところもありますし、関係機関への指導また助言というの、ちょっと具体的に教えていただければと思うのですがけれども。

◎副島会長 前半の上のほうの3つ目ですね。

◎保育関係機関関係委員 そうですね。

◎副島会長 これはどういうことをイメージされているか、お願いします。

◎事務局 事務局です。今お話のあったような、学校なり保育園なりで、どのような設備が必要なのかですとか、どういう対応が必要ですか、そういったことの指導や助言をイメージしています。

◎副島会長 いかがでしょう。

◎保育関係機関関係委員 ありがとうございます。そういったものがあると、安心だなと。

そういったことを一緒に考えていっていただけると、受け入れる施設もとても安心かなと思いました。

◎副島会長 一緒に考えていただけたところが大事ですね。ありがとうございます。いかがかしら。

◎障害福祉機関関係委員 私は相談員をしていますが、今コーディネーターの研修を勉強しているところで、恐らくこれが、退院時がすごく大事なのかなと思うのですけれども、例えば、我々でしたら、福祉サービスを使う必要があれば計画相談に入ることですが、まずは医療だけでという方のサポート、退院時から必ずコーディネーターさんが入っていく形になるのでしょうか。

◎事務局 退院時の支援ということです。その辺は私の知識不足だったのかもしれませんが、イメージとして、生まれてからの退院というのをイメージしていたので、ライフステージのところ、乳児期のところに入退院支援というのがあります。ただ、おっしゃるようにどの年齢の時に退院するかはそれぞれのケースだと思いますので、これについては、乳児期に限らず、全ステージにおいて必要かなと思いました。ありがとうございます。

◎事務局 事務局でございます。一番数として多いのは、やはり生まれた段階でNICUに入り、地域に一定期間入院を経て、人工呼吸器をつけて退院される方もいらっしゃいます。そのときに病院のMSWの方から招集がかけられて、地域の関係機関、顔を合わせて、保護者の方と、これから地域で一緒に頑張っていきましょうというような御挨拶をする会議がございます。コーディネーターさんに都合がつくようでしたら、その場にもぜひ一緒に同席をさせていただいて、そこから主治医の説明を聞き、お母さん、もしくはお父さんの不安を共有していくというようなイメージでおります。以上でございます。

◎副島会長 ありがとうございます。

◎障害福祉機関関係委員 学齢期の就学手続の支援であるとか、学校及び保護者との調整とありますね。これは小金井市立の学校以外にも、例えば都立、あるいは私立の学校でも対応するという趣旨でしょうか。

◎事務局 対象の児童が小金井市民であれば、学校が公立か私立か、あるいは市内か市外にかかわらず対応することを想定しています。

◎副島会長 教えていただきたいのですが、けやきにも小金井市のお子さんはいらっしゃる？

◎教育機関関係委員 はい、いらっしゃいます。

◎副島会長 そこまでじゃなくて、いるかいなかで。

◎岡委員 当然、南はけやき。

◎小暮委員 はい。

◎副島会長 北は？

◎小暮委員 小平になります。

◎副島会長 なるほど。じゃあ、そこにも小金井市の子供たちが、医療的ケアの子供たちがいるということですね。そこも含めてサポートしていくという。ありがとうございます。

◎岸野委員 きらりです。

◎副島会長 お願いします。

◎岸野委員 私は今、相談支援専門員としては2年目ですけれども、今回出席するにあたり、過去を振り返りました。私どもの事業所では、放課後等デイサービスのようなサービスと、あとは相談業務をやっています。過去に相談は六、七名くらいいらっしやったか、実際に過去に、私とは別の者が担当していた経緯がございます。ただ、私たちが医ケアのお子さんに対してどういうことができるかというところでは、まさに課題として考えているところです。いろいろな考えがあるかと思うのですが、この内容であれば、ここに聞けるといねという一点集中という考え方もあるのですが、先ほどもお話を挙がりましたとおり、専任というか、ほかの業務ですとか、ここに挙がっている多岐にわたる業務を、じゃあ本当に、スーパーマンじゃないけれどもできるかとなると、結構難しいかなと思います。ただ、一方で親御さんからの目を見たときに、じゃあどこに相談したらいいかというところは、やはり明確にしてあげたほうがよろしいかと思いますので、何となくイメージとしては、相談支援事業所の一覧というのが多分市のホームページに載っているかと思うのですが、あそこに、どういう方を対象としているか、児童とか、精神とか身体と、たしか区分があったと思うのですけれども、ああいうところに医ケアの相談を受け入れることができることを載せるだけでも、一歩踏み出すことにならないかと思っています。以上です。

◎副島会長 ありがとうございます。

◎障害福祉関係機関関係委員 うちの施設でも医療ケアの子はたくさんいて、やっと障害の受容ができて、仕事をしたいとか、いろいろちょっとお母さんのほうで、今後の生活に関して動き出したいなって言っても門前払いですという話がすごく多くて、どこに相談していいか分からないと言っている方もすごく多いですね。それは小金井市に限らずなんですけど。その中でやはりお母さん、お父さん、御家族の方にちょっと寄り添ってくれるような役割を持ってくれる人が、医療ケアに関してのコーディネーターをしてくれる人がいるというだけでも、やっぱり力強いのかなとか、心強いのかなと思いますし、やっぱり御家族は、医療ケアの手技とかを覚えたりすることも手いっぱいだし、自分で地域のサービス施設を探すということも、もうどうしていいか分からないという中で、こういうことをしてくれる人がいるよというだけでも、市にあるのはすごく強いかなと思ったりはします。そんな感じです。

◎副島会長 ありがとうございます。

◎副島会長 お願いします。

◎保健機関関係委員 保健師のほうも、医療的ケアに、お子さんにかかわることが多いのですけれども、サービスを使わないと計画相談が使えなかったり、隙間が結構できたりするときに、このコーディネーターさんがいて、学齢期まで通して見守って、一緒に支援していただけると

いいなと思います。

◎副島会長 今までの皆さんの御意見を、ここに書いてあるのもあると思うのですが、医療的ケア児の市民の相談先になる。それから対象児をちゃんと把握する。そして関係機関の連絡、そして指導助言を行う。退院時というのは、入退院の支援というのは乳幼児だけでなく幼児期も学齢期も行う。それから幼稚園、保育園、学校などの施設の相談も窓口としてできたらしてほしい。そして御家族、保護者の支援もそうなんですけど、隙間を埋めるための窓口として、このコーディネーターの役割の方がいてくださるといいというような御意見が出ました。副島、足りないぞ、言ったのにというのがあったら言ってください。

そうすると、やはり皆さん頭の中に、これ何人でやるのかというの、ふっと浮かんでくると思うのですが、きっとそれはまたこれから、委託も含めてお考えがあったら教えてください。

◎事務局 今、人数のお話がありました。先ほども市の職員でやるか、委託するかというところでお話ししたとおり、市のほうに1人配置するというのは難しいとされているところです。一方で、委託する場合に、これを1人で全部やり切れるかというとおっしゃるとおりで、なので人数、何人という形ではなく、1事業所に委託をして、その事業所のほうで、これを対応するのにどの程度の人数が必要なのか、これ専門に事業を立ち上げようとする、事業所のほうも恐らく大変困難だと思っておりますので、関連する事業、例えば医療的ケア児を対象としている相談支援事業所ですとか、そういったところに委託をすれば、本来やっている事業の人材を活用し、ノウハウも活用しということが可能なのかなと思っておりますので、そういう形の委託を今考えているところです。

◎副島会長 ありがとうございます。そうなんですけど、何かそれに関して御質問などありますか。先ほどおっしゃったように、例えば2人のうちの1人が、相談員さんが2人いらっしゃる、3人いらっしゃる場所で、2人が今活動していらっしゃる。ようなところで受けるようになったら、その1人がそういう役になるということですか。それは事業としては大変？

◎医療機関関係委員 計画相談だけの話をさせていただくと、結局、相談だけでは、専任でこの事業をするとすると、ちょっと採算が合わない事業になるんです。

◎副島会長 そういうことか。

◎医療機関関係委員 ですので、うちは訪問看護ステーションの看護師が計画相談を行いつつ、さらにうちの法人のほうで、通園、通学の医療的ケア児の支援を行っている、そういう支援と合わせて事業として成立させている状況になっているので、なかなか計画相談だけを行っているスタッフはいないという状況です。

◎副島会長 なるほど。すみません、ほかの事業所が分からないので。心配しているのは、その事業者さんに委託があったときに、その事業者さんがちゃんと回っていくのかなというのが。もう1人雇わないといけないとなったり、それを市のために、子供たちのためにどうにかしたいって思われる方が手を挙げられるんでしょうけど。

◎医療機関関係委員 ただ、訪問看護ステーションのほうで退院時に介入する場合は、恐らくこの医ケア児コーディネーターの役割の大半を担うのが訪問看護師になっているところもあるかなと思うので、そこに対してきちんとそういう役割として委託をされるということであれば、それは意味があることなのかなとも思います。

◎副島会長 ありがとうございます。払拭しました。そういう方法もある。それはプラスの方向なんですね。

◎医療機関関係委員 それは本当に全件把握ができるかどうかというところが問題なのかなと
思っているのですが、うちでそういう医ケアのコーディネーターを例えば担いますとなったとして
も、うちではない訪問看護ステーションに医療機関から直接相談が行って介入になったケース
とかという把握をどうするのかというのはちょっと疑問が残るところです。

◎医療機関関係委員 結構、医ケア児は複数受診されているところがありまして、例えば訪問
看護ステーション1個だけだと、どうしても、この時間に来てくださいというのに対応できな
いときが多いので、夕方の4時から5時だけ来てくださいみたいな要望も結構、親御さんから
あって、そうすると、やっぱり訪問していると、いろいろな訪問看護ステーションが入って
くるわけで、情報を集約するのはかなり大変。そこら辺、逆にコーディネーター役がいるから全
部そっちに相談しなければいけないとなると、その辺がちょっと分からないと。

◎副島会長 ありがとうございます。ほかの方がいかがですか。

◎教育機関関係委員 今、人数の把握が難しいというお話があったのですが、それは行政が
入ることで、いろいろと民間で対応を全部するよりはクリアになるのかなというのがあるので、
それはありますよね、きっと。ただ、例えば民間の相談支援員をやっているところと
ころに、ノウハウがあるから。でも仕事は重なるわけですね。今、民間でやっていた方が
さらに市のコーディネーターもというので、そこで重なることについて問題はないのか。民
間の相談支援の事業所の方としては、ないのかなと思うんですね。同じような依頼というか、
相談事が、市として入ってくるのと、要するに今、事業所でやられているような民間として受
けることがある。重なるところがもしやりづらくなければなと思うのですが、ただ、先ほど言
ったように、人数を把握するのか、行政じゃなきゃ知りえない情報を持っていらっしゃる方が、
そこと連携を取れる方がいるというのはとても心強いなと思います。

◎副島会長 そろそろ皆さん、御意見は出尽くした感じでしょうか。大丈夫でしょうか。じゃ
あ、今日はこれでお話は終わりでしょうかね。もしなければ、今のいただいた御意見をまとめ
ていただいとと思いますが。あらかじめ事務局さんのほうで御用意いただいた議題は一応これ
で終了ですけども、何か、いやこれは言っておきたいとかありますか。

◎教育機関関係委員 特別支援学校で小学部から高等部まである学校なもので、実は卒業後の
ことも、すごくやはりとても大きな問題になっています。学齢期という言葉があったので、高
校卒業すると同時にこの医ケア児コーディネーターの管轄の範囲から外れてしまうのかなとい
うのが1つ気になっています。やはり学校、実は就学前施設から学校もそうですけど、学校か

ら卒業の季節というのが、かなり生活のギャップがあつたりして、それこそ、放課後等デイサービスさんが今度、卒業すると利用できなくなるというのがやはり。例えば通所施設の後、4時、5時でおうちに帰ってこられると、保護者のお仕事が間に合わないとか。今までは放課後等デイサービスさんが預かってくださっていたところが急になくなるというところで、やはり保護者としてはすごく不安を持っていらっしゃる。そういうところをコーディネーターさんがしっかり入って、今も入っていただいているのですが、相談支援、計画相談のところに入っているのですが、やはり、医ケアがあることで利用できるサービスや施設が限られてしまうことがあるので、そういうところで力を発揮していただくと本当に、特に私は今、高等部の担当をしているので、心強いなと思うところですけども、学齢期というのはやっぱり卒業したら終わりになりますかね。

◎副島会長 お答えいただけますか。

◎事務局 事務局です。18歳以上の問題については、医ケア児支援法自体も課題とされているところでして、ただ、今回の我々が考えている医療的ケア児コーディネーターについては、医ケア児ということで、18歳までを考えてはいるところです。ただ、個々、個別のケースについては必要に応じて対応は必要かなと思っています。医療的ケア児コーディネーターについては、これは委託事業になりますので、委託の内容で18歳までとしているのに、それ以上のことをさせてしまうということは難しいかなと思っています。ただ、医療的ケア児の協議の場についてはそういったものではありませんので、ここの協議の場でそういったケース対応を検討していくことになるのかなと、今のところ思っております。ちょっと将来的な課題として受け止めさせていただきたいと思います。

◎副島会長 どうぞよろしく申し上げます。

◎障害福祉関係機関関係委員 うちの施設でも、来年も2人、医ケア児で卒業する子がいて、お母さまも今、泣いておられます。だから本当に喫緊の課題ですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

◎副島会長 よろしくお願ひいたします。ほかにございますか。よろしいでしょうか。

たくさんの御意見ありがとうございました。特にほかにないようでしたら、以上でこの議題に関しては終了したいと思います。

次は次回の開催日についてですけど、事務局さんよりお願ひいたします。

◎事務局 次回の開催日についてでございます。先ほどスケジュールの説明のところ、この協議会については5月と11月の定期的なサイクルにしたいという説明をさせていただいたところでございますが、今年度につきましては立ち上げの関係で11月の1回だけしか今できていない状況で、5月が開催してないという状況がまず1点ございます。それから、つい先ほど御議論いただいたコーディネーターの役割について、これは令和5年度の早々に内容を固めて募集をかけたいと思っておりますので、できれば今年度中に、役割については確定をさせたいというような希望がございますので、今日いただいた意見を集約して、もう一度、案という形で

今年度中に諮っていただきたいというのが事務局の希望です。そこで、先ほどのまたスケジュールの説明に戻りますが、8月と2月が関係課会議という想定をしているところですが、今年度につきましては、スタートが遅れた関係で、11月の今回が1回目で、2月にもう一回、本日お集まりの皆様にご協議いただきたいと思っております。その辺、皆さんの御意見等をお聞かせいただければと思います。

◎副島会長 今のお話だと関係者会議の2月というところに、もう一度皆さんでお集まりいただいて、コーディネーターの役割ということ、この会議での役割を決めたいということですが、よろしいでしょうか。ということは、これ日付はどうすればいいんですか。

◎事務局 2月に開催させていただくということで進めさせていただきたいと思いますが、この後、また皆様の日程調整をしたいと思っております。もしこの場で可能であれば、都合のいい時間帯ですとか曜日、あるいは逆にこの時間だとか来れない、この曜日だとか来れないとかいうのを、それぞれの委員の方からお話を伺っておいて、それを基に候補日を我々のほうで選定する形を取らせていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

◎副島会長 皆さん、2月の予定ありますか。2月です。

◎事務局 特に私ども気になっているのは時間帯ですね。日中のほうが皆さん参加しやすいのか、あるいは今日のように夜間のほうがいいのか。夜間の場合でも、何時以降じゃないと、今日みたいにちょっと遅れてしまうよみたいなのがあれば聞かせていただきたいと思っております。

◎副島会長 言っておいたほうがいいと思っております。

◎医療機関関係委員 診察がありまして、18時以降が望ましいです。

◎副島会長 18時以降が。

◎副島会長 18時以降？ じゃあ18時でいいですか。18時半とかじゃなくて。一応18時にして、8時までには終わるよ、20時までには終わるよと。

◎事務局 あと、曜日とか御都合ございますか。特になければ時間だけ18時ということで、場所の関係がございますので、会議室空いているところで複数、候補日を設定して、また皆さんに出欠の確認をさせていただき、一番多く集まれるところで設定させていただきたいと思っております。

◎副島会長 はい。ありがとうございます。では2月に、18時以降で、事務局で調整の上、決まり次第、皆様にご通知するという事です。ありがとうございます。

拙い議長ですみません。たくさん御意見いただきまして、皆さんお忙しいとき集まってくさって、本当にありがとうございました。

では、以上で令和4年度第1回小金井市医療的ケア児支援連絡推進協議会を閉会します。どうもありがとうございました。

(午後7時40分閉会)